

4 文庁第 5830 号
障発 0331 第 4 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
各指定都市市長
各国公立大学長
各国公立高等専門学校長
各大学共同利用機関法人機構長
日本芸術院長
各文化関係独立行政法人の長
各文化関係団体の長

殿

文化庁次長

杉浦 久弘

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部長

辺見 聡

障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第 2 期）について（通知）

この度、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号。以下「障害者文化芸術推進法」という。）」第 7 条に基づき、文部科学省及び厚生労働省において第 2 期の「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」を策定しましたので通知します。

第 2 期の基本計画では、令和 5 年度から 5 年間の計画期間において目指す姿として、障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開、文化施設及び福祉施設等の連携等による障害者が文化芸術に親しみ参加する機会等の充実、地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築という 3 つの目標を定めた上で、計画期間において取り組む 11 の施策の方向性について示しております。

貴職におかれては、基本計画の内容について十分に御了知いただきますようお願いいたします。

障害者文化芸術推進法第 8 条では、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「地方推進計画」という。）の策定に努めることが規定されているところであり、各地方公共団体におかれては、本規定の趣旨を踏まえ、各地方公共団体における地方推進計画の策定について適切に御対応いただくようお願いいたします。各地方

公共団体において地方推進計画を策定する際には、文化芸術活動を行う障害者本人や、障害者による文化芸術活動を支援する団体の参画に努めていただきますようお願いいたします。なお、地方推進計画を策定する際は、地域の実情に応じて、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することや、複数の地方公共団体が共同して一つの計画を策定することも可能であることを申し添えます。

また、障害者の文化芸術活動の推進のためには、国、地方公共団体、文化施設、福祉施設、文化芸術団体、教育研究機関、企業等の民間事業者等の関係者相互の連携及び協働が重要であり、その積極的な推進に努めていただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会及び都道府県知事にあつては、域内市町村の教育委員会及び文化行政担当部局、障害保健福祉部局、所管又は所轄の学校及び文化施設その他の関係機関・関係団体に対して、このことを周知願います。

【添付資料】

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」
- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）の概要」（参考資料）

【本件担当】

文化庁参事官（生活文化創造担当）付
共生社会推進担当

電話：075-451-4111（内線 9580）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

電話：03-5253-1111（内線 3073）